

県 政 協 議 会

平成三十年八月二十八日(火)

午前十時三十分

- 一、防衛省によるイージス・アショアに関する説明について
- 二、障害者の雇用状況等について
- 三、知事の台湾及び中国大連市訪問結果について
- 四、農作物の生育状況等について
- 五、その他

防衛省によるイージス・アショアに関する説明について

平成30年8月28日
総務部

イージス・アショアに関する県からの質問等に対し、今般、防衛省から説明があった概要は以下のとおりである。

1 説明の日時

平成30年8月27日（月）午前10時～10時50分

2 説明者

深澤大臣官房審議官、伊藤東北防衛局長 ほか

3 防衛省による説明の概要

(1) 防衛省・自衛隊以外の国有地の検討

新屋演習場が不適との結論に至る場合に備え、秋田県内やその周辺の防衛省・自衛隊の所管外の国有地についても、配備候補地として検討する。

(2) 全体の施設の構想

レーダー（指揮統制所含む）1基、垂直発射装置（VLS）3基、迎撃ミサイル等の格納庫、隊舎等の施設を配置する。配置レイアウトについては今後検討する。

(3) 各調査の関係

施設等の基本的な配置を検討し基本設計業務を行うためには、地質、測量、電波環境等の各調査を同時並行で行う必要があることから、手続きを進め実施したい。

(4) 警備態勢

敷地を外柵で囲い、さらにレーダーとVLSの周囲は内壁で囲むことで武装作業員等による破壊を防ぐ。また、運用を含め警備に必要な人員を約200名程度配置するほか、秋田駐屯地やその他近傍の部隊も活用し警備態勢をとることを検討している。

(5) 定期旅客機への影響

航空機に搭載されているレーダーの周波数帯はイージス・アショアのレーダーと違うことなどから、運行に支障は生じないものと考えているが、それを立証するためにも、電波環境調査を実施し、様々な航空機への影響を確認したい。

(6) 平成31年度概算要求について

特定の配備地を前提としない構成品の取得費や施設の標準的な設計費、人材育成費等で2,352億円を概算要求に盛り込む予定である。なお、敷地造成費といった特定の配備地に係る費用は入っていない。

イージス・アショアに関する
7/23の御質問に対する回答

平成30年8月27日
防 衛 省

①防衛省・自衛隊以外の国有地の検討

- 新屋演習場とむつみ演習場は、可及的速やかに導入する観点から、自衛隊施設に配置する場合において検討を行った結果として、他に条件を満たす適当な自衛隊施設がなかったことから、配備候補地として検討を深めることとしました。
- 今後、新屋演習場とむつみ演習場について、地質・測量調査や電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査しますが、仮に不適との結論に至れば、配備候補地配置を見直すことになると考えます。
- そのため、まずは、新屋演習場とむつみ演習場を配備候補地として、地質・測量調査や電波環境調査といった配備可能性の調査等を進めていきたいと考えておりますが、不適との結論に至る場合に備え、北については秋田県内やその周辺、西については山口県内やその周辺の防衛省・自衛隊の所管外の国有地についても、これまでの米国ミサイル防衛庁との協力で得た情報をもとに、国有地を所管する関係省庁の協力を得て、検討します。

②全体の施設の構想

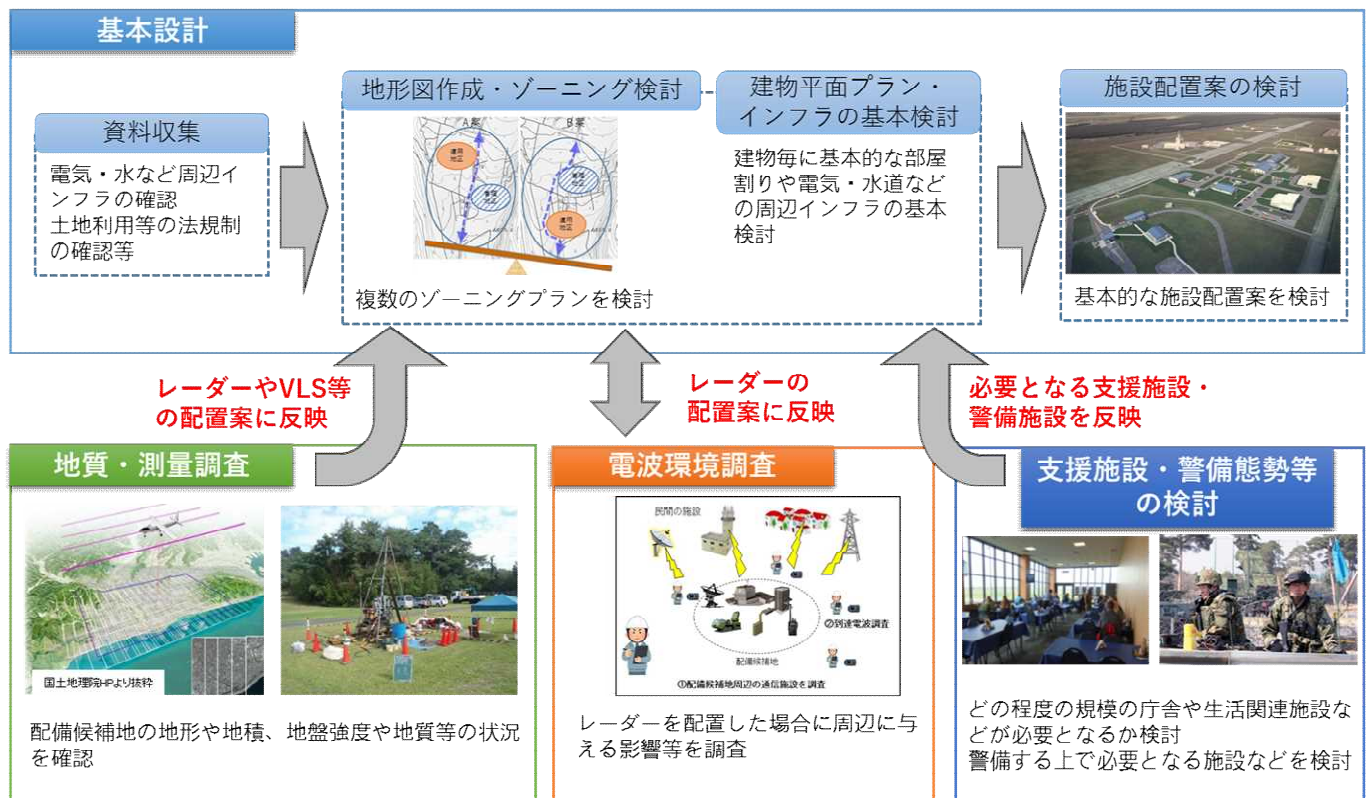
- ルーマニアやポーランドの事例を踏まえ、現在、イージス・アショアの構成品等としては以下を配置する方向で検討しています。
 - ① レーダー（L M S S R）及び指揮統制所 1 基
 - ② 垂直発射装置（V L S） 3 基
 - ③ 迎撃ミサイル（S M - 3）及び迎撃ミサイル等の格納庫
 - ④ 隊員の勤務を支援する庁舎等（勤務庁舎、厚生施設等）
 - ⑤ 隊員が居住する隊舎
 - ⑥ 警備に必要な警衛所など



- イージス・アショアの運用に必要なとなる人員規模や隊員を支援する施設、警備に必要なとなる施設・装備・人員規模について同時並行で検討し、これら検討の結果を配置レイアウトの検討（基本設計業務）へ反映していきます。
- また、レーダーやVLSの周囲を内壁で囲み、物理的に隔離することで、万全に構成品を防護するとともに、その他の必要な措置も含め、レーダーが発する電波や迎撃ミサイルの発射が周囲に影響を与えないようにすることも、検討しています。
- なお、レーダーとVLSの配置については、周囲に影響を与えない十分な保安距離を確保することはもとより、住民の方々の心理的な負担を軽減するため、できる限り住宅地や公共施設からの離隔や遮蔽等に必要な施設の設置や緩衝地帯など、イージス・アショアの知見を有する米国の協力も得て、検討を進めてまいります。

③各調査の関係

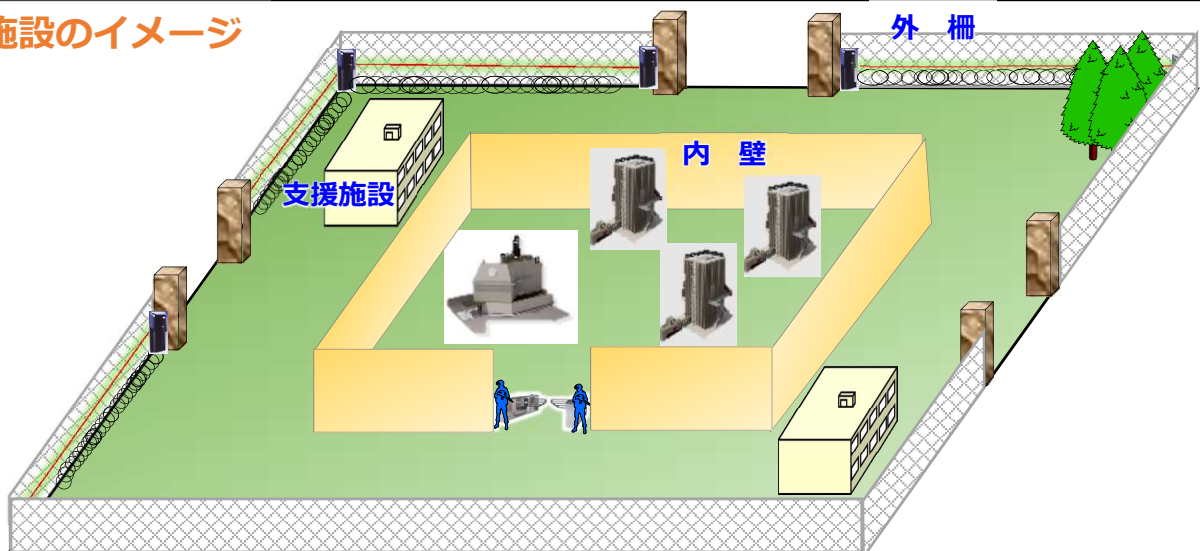
- 全体の施設等の基本的な配置を検討し、周用に影響を与えない十分な保安距離をとって配置できるか否か基本設計業務を行う必要がありますが、当該業務に反映すべく、以下の点も同時並行で調査・検討する必要があります。
 - ① 地盤強度に応じた施設等の配置を検討するため、詳細な地質を調査する必要がある。
 - ② 配置を検討している施設等が敷地内に収まるか、地盤の高低差も含めて詳細に計算する必要があるため、測量を行う必要がある。
 - ③ 電波が敷地外に影響を与える地点にはレーダーを設置することができないため、詳細な電波環境調査を行う必要がある。
 - ④ 必要となる施設規模を確定するため、庁舎や生活関連施設といった支援施設や警備する上で必要となる機能を検討する必要がある。
- なお、来年度は、特定の配備地を前提としない各施設の標準的な図面の作成を予定しておりますが、敷地造成といった工事に着手することはありません。



④警備態勢

- イージス・アショアを導入することにより、我が国に対する弾道ミサイル攻撃を断念させる抑止力も大きく向上し、標的にされる危険性は減少します。また、万が一、弾道ミサイルが発射された場合においても、自らのシステムでこれを迎撃できるようになります。
- 他方、イージス・アショアは重要な防衛装備品であり、武装工作員等による破壊・工作活動から確実に防護する必要があります。具体的な警備要領については、手の内が明らかになることにより、警備態勢が脆弱となることから、お答えを差し控えますが、人員の規模や配置のあり方を含めて、以下のとおり検討しております。
 - ① 敷地を外柵で囲うとともに、さらにレーダーとVLSの周囲は内壁で囲むことにより、武装工作員等による破壊を防ぐ。
 - ② 十分な訓練を積み、精強さを保った警備要員を含め、運用と警備に必要な人員を約200名程度配置し、平素から万全の警備態勢をとる。
 - ③ 万が一攻撃されることが予測される場合においても、秋田駐屯地の第21普通科連隊やその他近隣の部隊も活用し、住民の皆様も含めて守り抜く態勢をとる。
- また、ドローン等を含めた空からの脅威に対応できる資機材の設置や、万が一の場合における防空部隊の展開等も検討しており、盤石な防空態勢を構築する予定です。
- さらに、平素における対応や不測事態が発生した場合の対応、有事における国民保護の対応から、地方自治体や警察機関との連携をこれまで以上に強化していきたいと考えています。
- なお、これらの警備態勢の構築においては、緩衝地帯の必要性も含め、検討を進めてまいります。

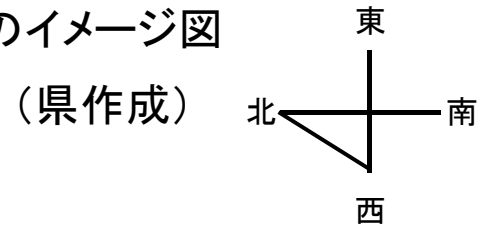
施設のイメージ



⑤定期旅客機への影響

- 防衛省としては、現時点において、レーダーの設置により、定期旅客機の運航に支障は生じないものと考えています。これは以下の理由によるものです。
 - 航空機に搭載される気象レーダーなどで用いられている周波数帯は、イージス・アショアのレーダーで使用するSバンド帯を使用しておりません。
 - また、空港から旅客機に対して発するレーダーのうちSバンド帯を使用するものとして空港監視レーダー（ASR）がありますが、秋田空港周辺には当該レーダーは設置されておりません。
 - さらに、旅客機は一定の電磁波の中を飛行できるよう設計されており、電波照射によって航空計器に異常を起こすことはないと考えております。
- 他方、レーダーの設置により定期旅客機の運航に支障を及ぼさないことを立証するためにも、電波環境調査を実施することにより、定期旅客機のみならず様々な航空機への影響を確認させていただきます。

ルーマニアのイーゼス・アショアに倣って新屋演習場に配置した場合のイメージ図



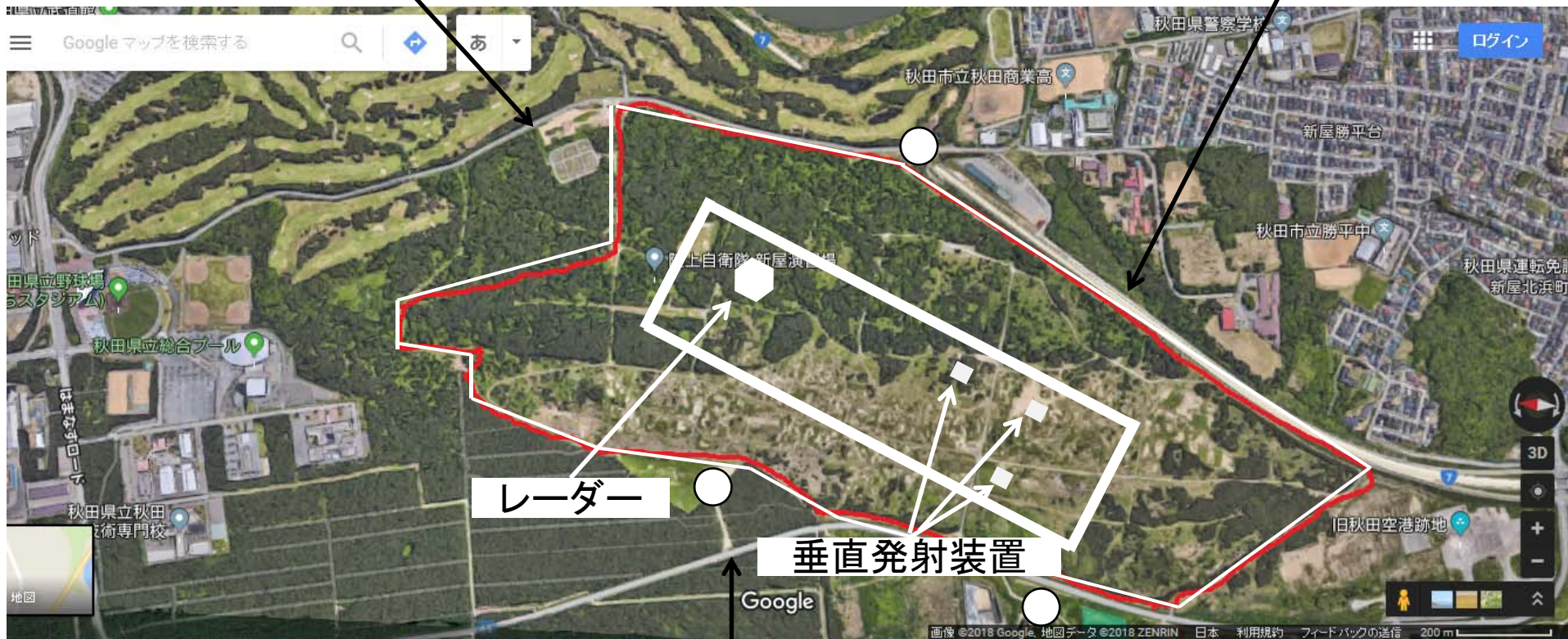
(県作成)

※あくまで機械的に図を貼り付けたものであり、必ずしも防衛省がこのとおり検討しているというわけではありません。

新屋演習場
 面積：1,070,151㎡
 東西：約 800m
 南北：約 2,000m
 全周：約 5,000m

市道（割山向浜線）

国道7号線（秋田南バイパス）



レーダー

垂直発射装置

県道65号線（はまなすロード）

※ ○は風力発電用風車

障害者の雇用状況等について

平成30年8月28日
 総務部
 教育委員会
 警察本部

1 平成30年度障害者雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、本県が平成30年6月1日現在の「障害者任免状況」として厚生労働大臣に通報している内容は以下のとおりである。

	知事部局	教育委員会	警察本部
法定雇用率	2.50%	2.40%	2.50%
実雇用率	2.55%	2.38%	2.65%
障害者実人員	73人	118人	10人
不足する障害者数	—	1人	—

2 障害者数の把握方法等

- 厚生労働省の障害者の把握・確認ガイドラインでは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を確認することとされているほか、身体障害者については、「当分の間、知事の定める医師若しくは産業医による診断書・意見書によって確認を行うことを認める」とされている。
- 本県においては、これまで、各所属を通じ全職員に対し、障害の種類・程度、手帳等の有無を照会し、申告等があった職員を算定しているが、手帳等の確認は行っていない。
- 過去に所属から報告等があり、障害があると認められる職員は算定対象に含めるとともに、手帳を所持していなくとも、同等の障害があると報告等があった職員についても、算定対象としていた。

3 今後の対応

- 現在、算定対象職員に対する手帳等の確認を実施しているほか、全職員に対し改めて手帳等の所持について再調査を実施しており、その結果を県議会に報告する。
- 障害者の雇用の促進に向け、今年度の身体障害者採用試験において採用予定数を確保するとともに、非常勤職員についても障害者の確保に努める。

知事の台湾及び中国大連市訪問結果について

平成30年8月28日

観光文化スポーツ部

8月20日から22日にかけて、知事をはじめ県内11市町の首長等や民間企業・団体など計54名が台湾を訪問し、航空会社や旅行会社に対し、チャーター便運航の要請や誘客促進のための観光PR等を行った。

また、東北各県の知事などとともに、東北の魅力をアピールする東北観光推進機構主催のトップセールスに参加するため、23日から25日にかけて中国大連市を訪問した。

1 台湾への訪問

(1) 概要

①航空会社訪問

現地の航空会社3社を訪問し、チャーター便運航に対する感謝の意を伝えるとともに、今後の運航拡大を要請した。一部航空会社からは、来年度の定期チャーター便の運航について前向きに検討したいとの意向が示された。

②秋田県観光交流懇談会

現地の航空会社及び旅行エージェント等を対象に「秋田県観光交流懇談会」を開催し、台湾からの一層の誘客促進に向けて、参加市町の首長などが観光プレゼンテーションを行ったほか、幅広く意見交換等を行った。

③秋田県食品PR商談会

県産品の台湾への輸出拡大を図るため、県内食品事業者と台湾の現地バイヤー、日本食レストランのオーナーやシェフ等を対象にマッチング商談会を開催し、しょつつるやじゅんさいのほか、きりたんぼ等の米加工品など、県産品をPRするとともに販路開拓に向けセールスを行った。

(2) 今後の対応方針

今後のチャーター便の運航拡大について、将来の定期便化も視野に入れながら、航空会社に対する働きかけを強化するとともに、旅行会社に対しても引き続き積極的なセールスを行い、さらなるインバウンド誘客の促進に取り組んでいく。

また、県産品の輸出拡大を図るため、バイヤー招聘を行うなど、今後とも取引拡大に向けたフォローを継続していく。

2 中国大連市への訪問

(1) 概要

①大連・日本東北交流懇談会

東北観光推進機構主催の交流懇談会に参加し、大連市政府関係者や航空会社等に対して、各県の知事等が各地域の魅力をアピールするとともに、東北地方への航空路線の復活も含め、大連市と東北の今後の観光交流のあり方について意見交換を行った。

②東北観光PRイベント

東北全体のインバウンド誘客を促進するため、日本政府観光局主催の東北観光PRイベントに参画し、本県を含む東北地方の魅力を広く発信した。

③大連市表敬訪問

今年5月に引き続き大連市長を表敬訪問するとともに、大連市旅遊発展委員会と観光交流の促進に関する覚書を締結し、今後、観光交流を相互に促進していくことを確認したほか、それ以外の分野においても、幅広く交流を拡大させていくことに合意した。

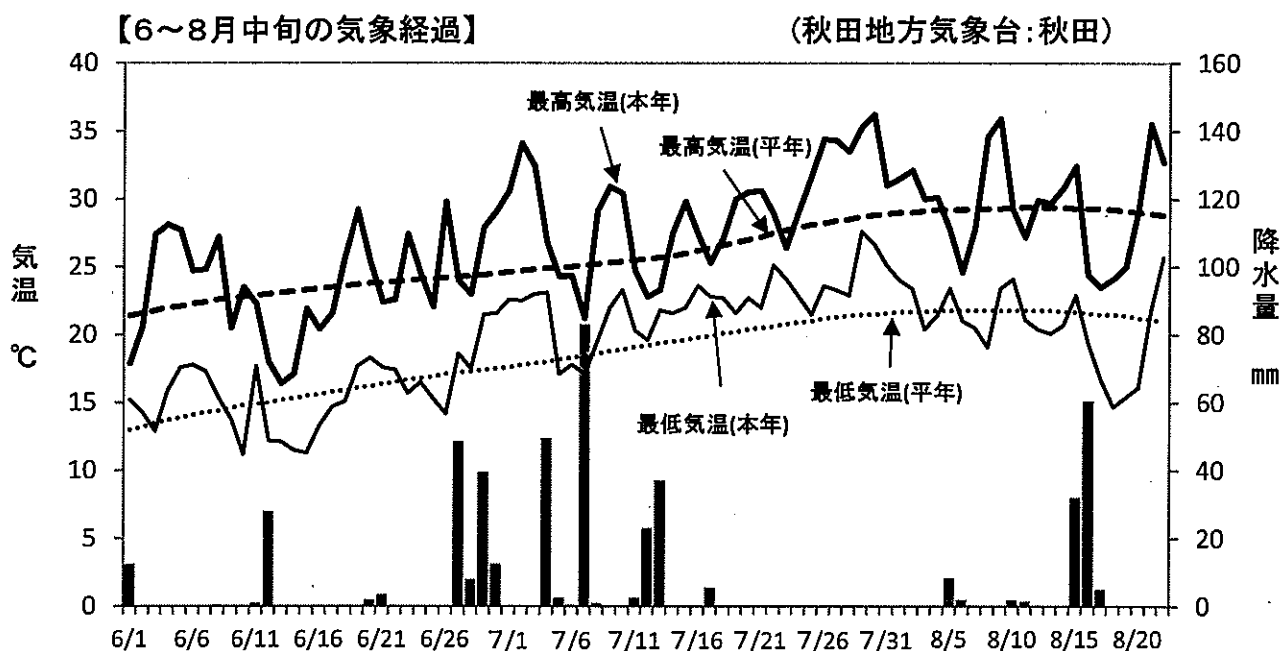
(2) 今後の対応方針

大連市とは、今年5月のトップセールスや8月の市政府訪問団受入などにおいて交流を深めてきたところであるが、このたび締結した観光交流の促進に関する覚書に基づき、さらに交流を促進するとともに、産業や文化、教育など幅広い分野における交流拡大の方向性について検討を進めていく。

平成30年8月28日
農 林 水 産 部

1 気象経過（秋田市）

- 気温は、6月中旬に平年よりかなり低かったものの、それ以降は7月下旬まで高く、8月は平年並に推移している。
- 降水量は、6月下旬～7月上旬にかけて平年より多かったものの、7月下旬以降は少なく推移した。8月中旬は大雨の影響により平年より多かった。
- 日照時間は、6月以降ほぼ平年並に推移している。



2 各作物の生育状況

(1) 水 稲

- 6月中旬の低温により生育が一時的に停滞したものの、7月の気温が高く推移したことから生育が進み、出穂期は平年より1日早い8月3日となった。
- 出穂後は、気温、日照時間ともに平年並に推移しており、登熟は概ね順調である。
- 8月上旬の調査で、斑点米カメムシ類はんでんまいの発生が平年より「やや多く」なっていたため、防除の徹底を呼びかけている。

(2) 大 豆

- 6月下旬～7月上旬までの断続的な降雨の影響で生育が遅れ、草丈が短く、小ぶりになっている。

(3) 野菜

- 主要野菜については、6、7月に降雨のない日が続き、一部の品目で生育が遅れたものの、出荷量は前年を上回っている。
単価は、全国的に猛暑等の影響で品薄となったことから、総じて高値で推移している。
- えだまめは、出荷量が前年を約3割上回っており、本県の主力品種である「あきたほのか」など、秋豆の生育も順調なことから、出荷量日本一の奪還が見込まれる。
- すいかは、終盤を迎え、出荷量が前年を約4割上回っており、販売額も約3割増となっている。
- 夏ねぎは、定植時期の4月以降、少雨のため生育が遅れたことから、出荷量は前年より約2割少なく、販売額は約1割減となっている。秋冬ねぎの生育は、概ね順調である。

(4) 果樹

- 6月中旬の低温・少雨と7月下旬の少雨により、果実は全体的に平年並からやや小さかったが、8月の降雨により肥大が進み、生育は回復してきている。
- おうとうは、降雹被害のあった昨年より出荷量が約2割増加し、28年並となった。

(5) 花き

- キクとリンドウは、概ね需要期出荷となり、出荷量は前年より約2割増加した。
- ダリアとトルコギキョウの生育は順調で、これから本格的な出荷を迎える。